

刑事事件の被告人やその家族への支援、
受刑者の処遇改善等に取り組む

救援連絡センター



大山千恵子 運営委員



山中幸男 事務局長



足立令子 運営委員

犯罪被害者の救済が強く叫ばれている昨今であるが、2006年度の東弁人権賞は、加害者の立場から様々な救済活動を行なってきた救援連絡センターが受賞した。加害者の目には、われわれ法曹界の人間はどう映るのだろう。忌憚のない思いを語っていただいた。

(聞き手・構成：石黒清子)

救援連絡センター

1969年3月29日発足。ベトナム反戦、反安保、沖縄返還、全共闘等、市民運動や学生運動が盛んだった当時、機動隊との衝突により、1日に300～400人という大量の逮捕者が生まれた。こうした逮捕者のための弁護士選任の窓口として活動を開始。以来、権力による弾圧を受けた者の支援と他の救援組織との連携に取り組んできた。現在、その活動領域は、死刑廃止運動、冤罪事件、精神障害者の保安処分問題、獄中処遇の改善、さらには、組織的犯罪対策三法や団体規制法等に反対する運動等にまで及んでいる。第二東京弁護士会の葉山岳夫会員が代表弁護士。

——東京弁護士会人権賞受賞おめでとうございます。
ありがとうございます。

——「権力の弾圧と戦う」ということを旗印にされておられますね。

はい。私たちの活動の根本にあるのは、「権力による弾圧を許さない」ということだからです。「①国家権力によるただ一人の人民に対する基本的人権の侵害をも全人民への弾圧であると見なす。②国家権力による弾圧に対しては、犠牲者の思想的信条、政治的見解のいかんを問わず、これを救援する。」この2つの原則の下、私たちは、警察や検察、監獄、裁判所等の権力と戦っています。

——公安や労働、死刑を含む重大事件をはじめとした刑事事件に関する相談が多く寄せられると聞きましたが、具体的にはどんな救援を行なっているのですか。

例えば、子どもが暴行傷害容疑で捕まったというような場合、親の多くは、いったいどこへ相談に行けばいいのか、何をすべきなのか、それすらわからない。私たちは、そんな人に弁護士を紹介し、一緒に弁護活動をサポートしていきます。同一事件でありながら被告人の数が多く、裁判もバラバラに行なわれるような事件では、手のあいている仲間を動員して、各公判を傍聴に行ってもらい、情報を集めて関係弁護士に報告したり、資料作成のお手伝いをします。

また、勾留されている被告人に面会に行き、本人の言い分を聞いたり、マスコミや心ない人から誹謗中傷を受ける加害者家族を守り、その相談相手にもなったりしています。

受刑者に対しては、面会や衣類の差し入れ等の支援を行なっています。皆さんは、考えたこともないでしょうが、受刑者の中には、面会人のいない人もいます。そんな人のところへ行き、「〇〇さん」と声をかける

だけで、とても喜んでもらえます。逮捕されて以降、「〇〇さん」と、さん付けの名前で呼ばれることはほとんどないからです。

——最近、犯罪被害者救済の側面がクローズアップされていますが、このような動きに対して、救援連絡センターの活動をどう思いますか。

犯罪被害者に家族がいるように、加害者にも家族があります。そして、事件の背後には、社会的な問題が存在しています。それらを無視して、加害者のみを一方的に責めるべきではないし、そんな世の中であってはいけないと思います。この間、テレビで、ある弁護士さんが、「これまで、弁護士会は犯罪被害者のことを何も考えてこなかった」と言っていました、そんなことはないと思います。犯罪被害者の救済に目がいってしまうからこそ、加害者の立場にたって人権を守るといふ、私たちの運動にも存在意義があるのです。

——「なぜ、あんなことをやったやつを応援するんだ」と言われたりはしませんか。

それはあります。冤罪事件で無罪を勝ち取ったりすれば、私たちの活動にも賛同が得られるのですが、なかなかそうはいきません。それに、そもそも私たちは、冤罪事件だから支援をしているわけではないのです。口にするのは少々恥ずかしいのですが、私たちを支えているのは、加害者となった、または加害者とされてしまったことで苦しんでいる人を放ってはおけないという正義感です。私たちは、孤立化することには慣れていますから（笑）。

——現在の刑事裁判をどう思われますか。

私選弁護人に十分な報酬を払えるほどのお金を持っていない被告人が多いことや、人の一生を左右する問題を扱うにもかかわらず国選弁護の費用が安すぎることは問題だと思います。しかし、一人の人間の人生がかかっているのですから、弁護士さんには、この報酬ならこの程度でよいのだろうというのではなく、きちんとした弁護活動をしてほしいと思っています。弁護士には弁護士自治というすばらしい制度的保障があるので、すから、もっとしっかりして下さいと言いたいですね。

また、以前、殺人事件の公判を傍聴したときのことなんですが、裁判長が、話を聞くのも嫌だといった様子で被告人の話を聞いているように感じたことがあり

ました。確かに、一般刑事事件の被告人の話は、とても人に自慢できるようなものではないし、惚れたはれたとか、騙した騙されたとか、エリートからみればおよそ陳腐な話ばかりです。しかし、そういう中で生きてきた人がこの世の中にはたくさんいます。人権賞受賞のパーティに参加させていただいて感じたことですが、皆さん、司法試験の合格者、同じように恵まれた境遇で育ってきた人ばかりなんだろうなあ…と。ですから、被告人になるような人たちの生活というものがわからない。そんな人たちを見た経験がなければ、想像することだって難しいですね。それが刑事裁判を動かしている人たちの感覚なんです。

——厳しいご意見ですが、どうしたらよいとお考えですか。

被告人の話にも耳を傾け、ていねいに手続きを進めていくことだと思います。迅速な裁判がいいとよく言われますが、被告人の主張や立証を危うくするものであってはいけません。

また、よく「人間とは思えないことをやった」などと言われたりもしますが、紛れもなく動物ではない人間が犯した行為が裁かれているのです。だから、あくまでも人間として扱ってほしい。誰も、自分を認めてくれないような人に助けを求めたりはしません。そんな基本的なことを法曹界の人間は理解していないように思います。

だから、どんな話にも耳を傾けようとする当センターが必要とされるのでしょう。

——弁護士や弁護士会に期待することは何ですか。

当センターと弁護士が手を組んで仕事ができたらいいのではないのでしょうか。役割分担ですね。私たちは、権力による弾圧に対して、弁護士さんと一緒になって徹底的に戦っていきたくと思っています。

最後になりますが、当センターの活動は、月刊誌「救援」の購読料（年間購読料4500円）と協力会員の寄付金（1か月1口金1000円、「救援」の購読料を含む）に依存しています。ぜひ、弁護士さんには、当センターの協力会員になっていただきたいと思っています。先ほど、授賞式の会場で、弁護士の皆さんを拝見して、協力していただいけそうかなあと思ったものですから…（笑）、よろしくお願いします（連絡先 03-3591-1301）。

——本日はありがとうございました。